## 令和5年第7回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和5年7月21日(金) 開 会:14時30分 閉 会:17時00分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長 厚東和彦 委 員 松田福美 委 員 吉 本 妙 子 委 片 山 研 治 員 委 員 岡寺政幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 山本次雄 教 育 部 次 長 十楽 さゆり 教育政策課長 IJ 生 涯 学 習 課 長 川上浩史 人権教育課長 上 野 和 子 学校教育課長 原 田 剛 学校給食課長 河 村 武 志 中央図書館長 石 村 和 広 家永敦夫 熊毛総合出張所次長

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 三 浦 勢 司 教育政策課主査 松 村 美由紀

6 議事日程等

日程順位	件名					
1	会議録署名委員の指名について					
2	報告第 15 号	周南市立図書館協議会委員の委嘱について				
3	報告第 16 号	周南市学び・交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則制定につい て				
4	議案第22号 周南市民俗資料展示施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について て					
5	議案第 23 号	周南市社会教育委員の委嘱について				
6	議案第 24 号	令和6年度使用周南市小学校教科用図書及び令和6年度使用周南市小・ 中学校特別支援学級用教科用図書の採択について				

### 7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表・・・(該当課) ※資料 当日配布

### 会議録署名委員の指名について

## 教育長

ただ今から「令和5年第7回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。

本日の会議録署名委員は、「松田委員さんと片山委員さん」にお願いをいたします。

2 周南市立図書館協議会委員の委嘱について

# 教育長

続きまして、日程第2、報告第15号「周南市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題と いたします。

この件につきまして、中央図書館から説明をお願いします。

# 中央図書館長

報告第15号「周南市立図書館協議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

議案書1ページ、2ページをお願いします。

図書館協議会は、図書館法第14条により、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、 図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として設置できることとされて おります。

これを受け、周南市では、周南市立図書館条例第8条で、周南市立図書館協議会を設置すること、及び委員の任命の基準、定数、任期などを定めております。

協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方並び に学識経験者から、また、市民共同参画の観点から、一般公募の方を任命しており、任期は2年 となっております。

この度、6月30日の任期切れに伴い、新たに、議案書2ページのとおり、公募委員3名を含む、委員12名を選任いたしました。なお、委嘱期間につきましては、令和5年7月1日から、令和7年6月30日までの2年間となっております。

以上、ご報告申し上げます。

### 教育長

それでは、この件につきまして、何か質問がありましたらお願いいたします。

#### 松田委員

公募の方がおられますが、どのぐらいの人数の方が応募されたのでしょうか。

#### 中央図書館長

今回に関しては、3名の募集ということで募集をかけて、5名の応募がございました。

#### 教育長

そのほかよろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、報告第15号を承認いたします。

周南市学び・交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則制定について

## 教育長

続きまして、日程第3、報告第16号「周南市学び・交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

## 生涯学習課長

報告第16号「周南市学び・交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則制定について」ご 説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

この度の改正は、学び・交流プラザの使用料の減免に関し、周南市学び・交流プラザ条例施行規則が引用しておりました周南市体育施設条例施行規則の一部が、令和5年4月1日付で改正されましたことから、所要の改正を行うものです。

改正にあたり、定例教育委員会にお諮りする時間がなく、教育長の代決といたしましたので、 この度ご報告するものでございます。

議案書4ページ、5ページをご覧ください。

改正点といたしましては、周南市体育施設条例施行規則の別表が、別表第1と別表第2に分割されたことに伴い、引用の表記を改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

## 教育長

それでは、この件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。

それでは、報告第16号を承認いたします。

周南市民俗資料展示施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について

## 教育長

4

続きまして、日程第4、議案第22号「周南市民俗資料展示施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきましても、生涯学習課から説明をお願いいたします。

## 生涯学習課長

議案第22号「周南市民俗資料展示施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について」ご 説明いたします。 議案書6ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号による ものです。

本議案は、令和5年8月18日施行の周南市民俗資料展示施設条例の一部改正に合わせ、施設 や資料の利用等を定める施行規則について、所要の改正を行うものです。

議案書7ページから11ページをご覧ください。また、様式の改正内容も含めた新旧対照表を、12ページから18ページに掲載しております。

改正点は、主に3点ございます。

1点目は、第2条の「利用の申込み」について、施設及び資料の利用範囲を明確にするため、 「展示施設及び資料を利用しようとする者」の定義として、「展示施設が所蔵する民俗資料及 び歴史資料を活用した学習活動、学術研究等のため」を加えるものです。

2点目は、第7条の「寄託の受寄」について、より一般的な表現とするため、「受寄」を「受 入」に変更するものです。

3点目は、別記様式第1号から第6号の改正です。

様式第1号、第2号につきましては、現行では資料の利用を主に想定した申込書および許可書となっておりましたことから、施設の見学利用と資料利用の申込書の許可書として共に使えるよう変更するものです。

また全ての様式に共通して、宛先や申込者等の表記を市の統一的な表記に改めるものです。あわせて、宛先や許可者を「教育委員会」としておりましたが、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条の規定に基づき、「教育長」に変更をするものです。そのほか、様式第6号については、第7条の改正に伴い、「受寄」の文言を「受託」に変更します。

なお、附則において、1項では、条例の改正に合わせた施行日を令和5年8月18日とし、2項では、準備行為を規定しております。

以上で説明を終わります。

#### 教育長

はい。ありがとうございます。

この件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

### 岡寺委員

参考までに伺いたいのですけど、この申込書っていうのはどういう流れで提出するような形になりますか。当日現場に行って提出ということでしょうか。

## 生涯学習課長

はい。実情といたしましては、先にお電話等で現場の施設にお問い合わせをいただいた上で、 どの資料をお借りになるかとか、それから団体見学をいつにするかという調整をした上で、書類 が出てくるような流れになろうかと思います。

その上で、今までの様式が、資料を借りたいのか、部屋を団体見学したいのか、その辺が分かりにくかったものですから、この度、少しはその辺が分かり易いように整理をしたものでございます。

#### 教育長

よろしいでしょうか。

#### 岡寺委員

ありがとうございます。

ちなみにこういうのもデジタル化していくものなのですか。よく公共のものを借りたりすると きに、やはり手書きが残っています。市民センター然りですけども。こういうのも、いずれデジ タル化していくのかなと、少し気になります。

## 教育長

いかがでしょう。

## 生涯学習課長

この施設の利用、それから資料の利用ということでありますので、実際の文化財指定云々の申請とかとはまた、状態といいますか、重要性と言ったら変ですけれども、なるべく経緯簡素なものについてはデジタル化というのが、少しずつ庁内でも進んでいくことと思いますので、その中に併せて検討を進めていきたいと思います。

## 岡寺委員

ありがとうございます。

## 吉本委員

そのことも含めてなのですけれども、デジタル化になる前のダウンロード等はどのようになるのでしょうか。

### 生涯学習課長

今、この改正に伴いまして、市のホームページから様式等はダウンロードができます。

### 教育長

はい。よろしいですか。 そのほかございますでしょうか。

# 松田委員

利用申込者の中の利用人数なのですけれど、幼児・小学生・中学生・高校生、次は一般となっています。このあたり、以前何かのお話にもあった、専門学校生とか大学生とか、そういう区分けは必要ないのでしょうか。逆に動向とかを調査するのであれば、もう少し何か区分けがあってもいいかなと思います。市全体の話かもしれませんが。

#### 教育長

いかがでしょう。

### 松田委員

何かの折に、例えば、利用の動向を見るのであれば、どこか様式に工夫があってもいいかなと 思いました。

## 生涯学習課長

過去にあまりその年代の入場が少なかったので、こちらも想像が及ばなかった点はあるかもしれません。

実際、これから新しく周南市民俗資料館として運営していくに当たって、おっしゃるような部分、一般というものをもう少し細分化して、データがとれるところについては取り組んでまいりたいと思います。

## 松田委員

先ほど文言の説明があって、「受け入れる」というのは一般的表現ということなのですが、「受 寄」と「受託」、これもどういう形でこのように整理されたのか、もう1回教えていただけます か。

# 生涯学習課長

「受寄」という言葉があまり一般的ではないだろうな、寄託を受けるということなのだろうと思うのですが、その中で寄贈に対しては、全ての権利一切を含めて市にいただく場合の寄贈の申し込み、それから権利は所有者の方に残したままお預かりするという形での「寄託」という中で、寄託に対しても受け入れという言葉にいたしました。「寄託」に対してそれを受けるということで、「受託」という言葉にしたものでございます。

## 松田委員

対比してみれば、その方が分かり良いという話だと思うのです。「寄託」も「受託」も一般的な言葉ではない、こういうものを保管したりするときに使われるような、法令用語みたいなところもあるようには思いますが。はい、わかりました。了解しました。

それで、実際にはこれは何件ぐらいあるものですか。多いのですか。それとも珍しい形なのですか。

## 生涯学習課長

今、民俗資料展示室の3施設全体では資料としては5千点ぐらいあります。それのほとんどがかつての2市2町といいますか新南陽・鹿野・熊毛の旧市町で、昭和40年代から50年代にかけて寄贈を受けたものでございます。合併以降での寄贈を受けておりますけれども、寄託という形のものは、今現在はございません。

## 松田委員

そうなのですね。先般の議会の方でも開館時間等、期待される方が多くて、常時行ける形になったらいいのではないかというご意見もあったように思いますし、こういう形で物事が始まるときは、やはり関心も非常に高いので、良い形で今後に繋がればいいかなと思います。

「寄託」については、知らない人も多いと思いますので、何か良い資料があって、一定の間だけでも、その活用という形もできるという意味ですよね。そういう形でのお知らせもあってもいいかなと思いました。

#### 教育長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょう。

#### 片山委員

先ほど、申込書等についてはダウンロードできるという説明がありましたが、市民センター等に貸館の申し込みをする際、様式はダウンロードして、提出はおそらくペーパーで出すということだと思います。

ウェブ上で申し込みができれば、どういったところがどういうふうに施設を使っているという データを利用できるのではないかなと思います。これが徐々に発展していくと、データ化したも のが有効に使っていけるのではないかなという気がするので、今すぐということではなく、そう いう事を今後考えていくことができればいいなという思いがあります。

#### 教育長

ありがとうございます。今の施設関係だけではなくて、全庁的なものも影響してくるかと思います。今後検討ということで、ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。

## 周南市社会教育委員の委嘱について

## 教育長

5

続きまして、日程第5、議案第23号「周南市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

この件につきましても、生涯学習課から説明をお願いいたします。

### 生涯学習課長

議案第23号「周南市社会教育委員の委嘱について」ご説明いたします。

議案書の19ページ、20ページをご覧ください。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号による ものでございます。

社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会への意見などを行うために設置するものであり、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱することとされております。

この度の委嘱は、令和5年7月31日をもってその任期が満了となることによるもので、

新たに公募した3名の方を含め、新任1名、再任13名、計14名の方を委嘱しようとするものです。

委嘱期間は、令和5年8月1日から令和7年7月31日までの2年間でございます。 以上で説明を終わります。

#### 教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、この件につきましてご質問がありましたらお願い致します。

# 岡寺委員

主な活動についてちょっと伺ってもいいですか。

## 教育長

活動内容ですか。

# 生涯学習課長

概ね年間2回ないし3回の会議を開いております。最初の、今年でいうと6月に第1回を開いておりますが、その中では社会教育団体の補助金についてお諮りをしていることと、それから前年、教育事業概要等に基づきまして、生涯学習分野の進捗状況、それから令和5年度の取組内容についてのご意見をいただいているところです。

また、昨年7月末まで任期であった委員の皆様には、学び・交流プラザの方向性、今後の取組の内容についてご意見をいただきまして、今後デジタルディバイドの解消やICTの活用、公立大との連携等を進めていくべきではないかというところのご意見をいただいているところです。

## 教育長

はい、よろしいでしょうか。

### 岡寺委員

はい、ありがとうございます。

#### 教育長

そのほかございますでしょうか。

## 松田委員

こちらも公募の方は3人ですが、再任でも応募されている熱心な方がおられてありがたいと思いますが、全体ではどのくらいの応募がありましたか。

#### 生涯学習課長

2名程度の募集をいたしまして、6名の応募がありまして、3名の方を選任することといたしました。

## 松田委員

先ほどの業務の内容を伺って、やはり社会教育関係のことについて、ある程度精通しておられる方々が協議されているのだなと思う一方、再任の方も多いなというイメージも受けました。内容的なものがやはりあるのでしょうが、新しい方も入っていかれるのもいいかなと思ったりしました。すいません。感想です。

# 教育長

はい。今後の参考ということで。 そのほかいかがでしょうか。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。

それでは、議案第23号を決定いたします。

令和6年度使用周南市小学校教科用図書及び令和6年度使用周南市小・中学校特別支援学級 用教科用図書の採択について

#### 教育長

6

ここでお諮りいたします。

続いて、日程第6、議案第24号「令和6年度使用周南市小学校教科用図書及び令和6年度使用周南市小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について」でございますが、教科用図書に係る静ひつな審議環境を確保するため、周南市教育委員会会議規則第7条第1項「教育委員会の会議は、これを公開する。ただし、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決されたときは、秘密会にすることができる。」の規定により、秘密会にしたいと思います。

## 教育長

これより採決を行います。

議案第24号の審議を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(委員全員が挙手)

#### 教育長

ありがとうございます。

それでは、議案第24号の審議を、秘密会とすることに決定しましたので、これより秘密会に て行います。

# 教育長

ここで、暫時休憩いたします。

【これより秘密会:会議録は別に作成】

# 教育長

それでは、議案第24号の審議を終了いたします。 以上をもちまして、秘密会として審議すべき議案は終了しました。

# 教育長

本日の議事日程は以上でございますが、その他に何かご質問等ございますか。 よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして「令和5年第7回教育委員会定例会」を終了いたします。 本日の予定は以上でございます。お疲れ様でした。

# 署名委員

片	山	研	治	委員	
松	田	福	美	委員	